

## 国際業務課の主要事務

### 1 国際会議への参加

国際業務課は、以下のような国際会議への参加を通じて、税務行政に係る知見を各国と共有し、また、国際課税ルール等についての国際的な検討に参画している。

#### (1) OECD 租税委員会関連会合

##### イ OECD 税務長官会議 (FTA: Forum on Tax Administration)

FTA は、税務行政上の課題について知見の共有等を行うため、OECD 租税委員会の下に設置されたフォーラムである。現在、OECD 加盟 36 か国及び非加盟 17 か国・地域が参加している。

FTA の本会合は、長官クラスが出席して知見の共有等を行うものであり、次回は 2020 年 9 月にオランダで開催予定である。また、FTA の運営方針及び本会合の議題等について議論するビューロ会合 (注) が、本年 9 月 24 日にパリで開催予定である。

(注) ビューロ・メンバーは、FTA メンバー国・地域のうち、我が国を含む 13 か国の長官クラスによって構成されている。

##### ロ 作業部会等

OECD 租税委員会の下では、各種の作業部会等において国際課税ルール等についての検討が行われており、これらにも積極的に参画している。主な作業部会等としては、移転価格ガイドラインの改定等について議論する第 6 作業部会、情報交換を通じた租税回避防止策等について議論する第 10 作業部会、電子商取引に対する課税のあり方について検討する電子経済タスクフォースがある。

#### (参考 1) BEPS プロジェクトの勧告の実施

BEPS プロジェクトは、多国籍企業等による税源浸食と利益移転 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting) に対処するため、OECD において 2012 年に開始され、2015 年 10 月に最終報告書が公表されている。なお、このプロジェクトには OECD 非加盟国の G20 メンバーも参加した。

最終報告書では多数の勧告がなされているが、これらは、新興国・開発途上国を

含め、多数の国・地域により実施される必要があることから、2016年に「BEPS 包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織された。我が国を含む129か国・地域がこれに参加しており、勧告内容の実施や見直し等に関する議論を行っている。

#### (参考2) 電子経済課税への対応

電子経済課税への対応については、BEPSプロジェクトの最終報告書において、消費税及びPEの定義の見直しに関する勧告がなされている(日本でも税制改正により対応済み)。ただし、法人税に係る国際課税原則の見直しについては2015年10月の最終報告書公表の段階では国際的な合意を得られず、継続して検討することとされた。

その検討の進捗報告として、本年6月、OECDは、「長期的解決策」の取りまとめに向けた「作業計画」を策定し、G20財務大臣会合(於：福岡)に提出している。同「作業計画」では、次の2つの柱を「長期的解決策」として検討し、2020年末までに最終報告を行うこととされている。

- ・ 1つ目の柱：市場国又はユーザー所在国により課税権を配分する観点から、ネクサス原則(各国で非居住者たる企業に対する課税権の有無の決定ルール)及び利益配分原則(課税対象所得の算定及び配分ルール)を改定する。
- ・ 2つ目の柱：無税又は軽課税国への利益移転というBEPSの残された課題に対応する観点から、無税又は低税率国(実効税率が一定水準以下の国)に所在する支店・子会社に対する所得合算ルールと、これらの国に所在する関連者への税源浸食的支払いにつき損金算入を否認するルールの2つを導入する。

### (2) アジア税務長官会合 (SGATAR: Study Group on Asian Tax Administration and Research)

アジア太平洋地域の17か国・地域の長官クラスが出席し、同地域における税務行政上の共通の課題に関して意見交換を行う目的で年1回開催されている。今回は、本年10月にインドネシア(ジョグジャカルタ)で開催予定である。

なお、我が国は来年秋に、第50回の会合をホストすることになっている。

### (3) 日韓税務長官会合

1990年以来、概ね1年毎に交互に相手国を訪問し、税務行政上の共通の課題について意見交換等を行っている。今回は、2018年9月に韓国(ソウル)で開催された。

#### (参考1) 日中税務長官会合

1995年以来、定期的にも実施されてきたが、2016年の会合後は開催されていない。なお、2018年11月に中国で開催されたSGATAR年次会合の際に、日中税務長官のバイ会談が実施されているほか、2019年5月には、次長レベルの会合を日本(東京)で実施している。

(参考 2) その他の二国間会合

上記のほかの二国間会合も、不定期に実施している。平成 30 事務年度は、インドネシア及びシンガポールとの間でそれぞれ長官会合を開催した。

## 2 調査・徴収に係る国際協力

### (1) 外国当局との情報交換

我が国は、租税条約等（注 1）に基づき、多数の国・地域との間で租税の賦課徴収に関連する情報の交換を実施している（注 2）。平成 29 事務年度では、約 83 万件の情報の授受を行った。

（注 1）本年 5 月 1 日現在、74 の租税条約等があり、129 か国・地域が適用対象となっている。

（注 2）情報交換には、次の 3 類型がある。

#### 1. 要請に基づく情報交換

一方の税務当局が、個別の納税者についての特定の情報の提供を他方の税務当局に要請し、他方の税務当局がこれを提供するもの。

#### 2. 自発的情報交換

一方の税務当局が、個別の納税者についての特定の情報で他方の税務当局に有効と考えるものを、他方の税務当局に自発的に提供するもの。

#### 3. 自動的情報交換

一方の税務当局が、非居住者についての一定の情報を、その非居住者が居住者である他方の税務当局に一括して提供するもの。

(参考 1) 共通報告基準 (CRS) に基づく非居住者金融口座情報の自動的情報交換

非居住者金融口座情報の自動的情報交換は、①非居住者の保有する金融口座に関する情報を国内金融機関等が税務当局に提供し、②同当局がその非居住者が居住者である国の税務当局に提供するというものである。対象となる情報の内容等については、OECD が策定した基準 (CRS: Common Reporting Standard) を各国が統一的に用いることになっている。

この自動的情報交換は、2017 年に初回の交換が行われ、現在、90 以上の国・地域が実施している。我が国も昨年から情報交換を開始し、昨年 10 月末時点において、我が国居住者が海外で保有する金融口座約 55 万件に係る情報が、64 か国・地域から我が国に提供され、また、我が国も約 9 万件の金融口座情報を 58 か国・地域に提供した。

(参考 2) 国別報告事項 (CbCR) の自動的情報交換

国別報告事項の自動的情報交換は、①一定規模以上の多国籍企業グループの最終親会社が、その居住地国の税務当局に「国別報告事項」を提供し、②同当局がその最終親会社の子会社等の居住地国の税務当局に提供するというものである。

この自動的情報交換は、2015年10月に公表された BEPS 最終報告書の勧告を踏まえたものであり、我が国では、平成 28 年度税制改正において、日本に最終親会社を有する一定規模以上の多国籍企業グループに対し国別報告事項の提供を義務付け、昨年からの情報交換を開始した。昨年 10 月末時点において、558 件の国別報告事項を 29 か国・地域から受領した一方、609 件の国別報告事項を 39 か国・地域に提供した。この自動的情報交換により、一定規模以上の多国籍企業グループの各年度における各国での利益の額等が関係国の税務当局間で共有される。

## (2) 外国当局との徴収共助

我が国は、租税条約等に基づき、多数の国・地域との間で徴収共助が可能となっている（注）。これらの国・地域のうち、徴収共助の必要性が高いと認められる国・地域との間では、具体的な実施手続に関する取決めの締結も進めている。

（注）本年 7 月 1 日現在、60 の国・地域との間で徴収共助が可能。税務行政執行共助条約が我が国について発効した 2013 年以降、25 件の徴収共助を要請している。

## 3 開発途上国への技術協力

開発途上国に対する技術協力については、独立行政法人国際協力機構（JICA）とも協調しつつ、相手国の税務行政水準や我が国との経済的な結びつきなども踏まえ、東南アジア諸国を中心に積極的に取り組んでいる（注）。

（注）平成 30 会計年度における技術協力の実施状況

- ・ 国内研修の実施  
延べ 47 か国から 133 人の研修生を受入れ
- ・ 開発途上国への職員派遣  
短期派遣（1 年未満）：5 か国、延べ 16 人  
長期派遣（1 年以上）：5 か国、5 人

（参考）OECD 租税・金融犯罪調査アカデミー

OECD 租税・金融犯罪調査アカデミーは、国際的な租税・金融犯罪に対する国際協力の必要性の高まりを背景として、OECD が創設したプログラムであり、先進国の調査官や検察官、OECD 職員等が講師となって、各国の税務当局等からの受講生に対して、租税犯罪、収賄罪、マネーロンダリングなどに係る調査手法等について研修を実施するもの。イタリア、ケニア及びアルゼンチンについて、本年 5 月に我が国でも開講した（場所は税大和光校舎）。

## 相互協議事務の概要

### 1 国際的な二重課税の排除のための税務当局間協議

移転価格課税等により生じる国際的な二重課税問題については、租税条約等の相互協議に係る規定に基づいて相手国税務当局と協議することにより、その解決を図っている。また、納税者が独立企業間価格の算定方法等に係る二国間の事前確認を求める場合にも、相互協議を実施している。

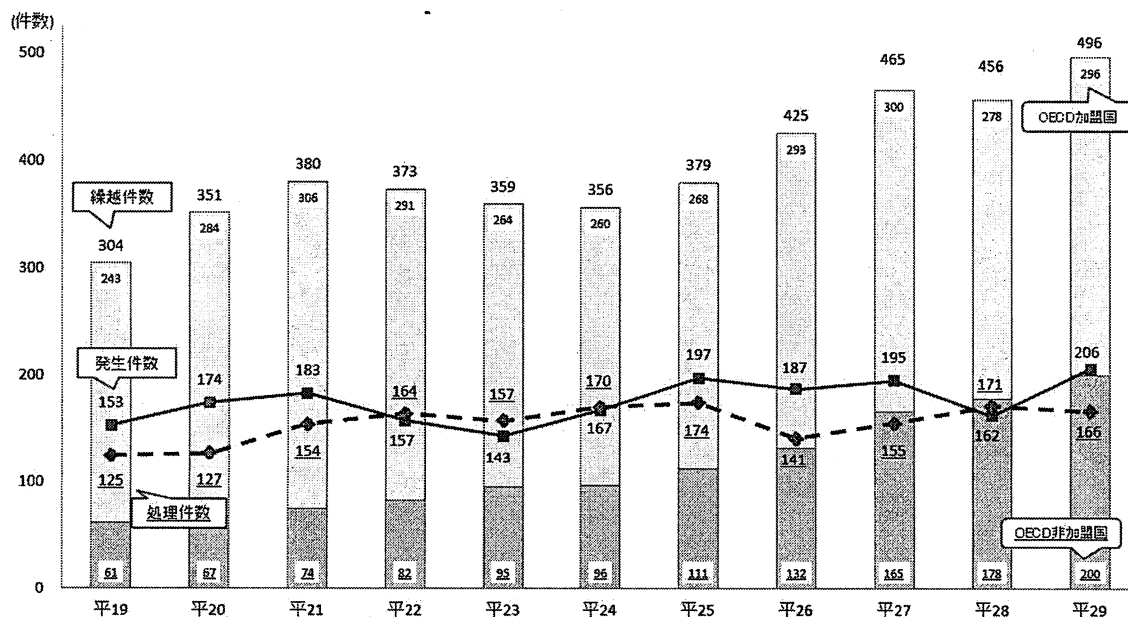
相互協議は、租税条約等の規定に適合しない課税の排除のための「権限のある当局」間の手続であり、審議官（国際担当）以下、相互協議室が「権限のある当局」としての実務に当たっている。

### 2 相互協議事務の状況

#### (1) 相互協議事案の状況

##### ① 発生件数等

相互協議事案の発生件数は、近年、特に OECD 非加盟国であるアジア諸国の事案を中心に増加傾向にある。これら OECD 非加盟国との事案については、その国の相互協議部局の人材や経験の不足に加え、固有の執行実務も存在するため、その処理がなかなか進まず繰越事案が増えており、全体の繰越件数を押し上げている。



## ② 処理期間

OECD 非加盟国との事案の処理には相対的に長期間を要する一方、これらの国との事案の件数は増加しているため、全体の平均処理期間は長期化している。BEPS プロジェクトの最終報告書では、各国は、課税事案の相互協議の平均 24 ヶ月以内の解決に向け努力することとされており、一層の努力が必要な状況となっている。

(参考) 相互協議事案一件当たりの平均処理期間 (単位: 月数)

事務年度	平 25	平 26	平 27	平 28	平 29
全 体	22.6 (40.0)	22.4 (30.6)	26.0 (33.3)	29.1 (36.9)	29.9 (40.1)
うち課税事案	30.0 (47.7)	23.8 (16.3)	27.2 (26.0)	30.2 (35.9)	27.7 (31.1)
うち APA 事案	20.9 (33.2)	22.2 (38.9)	25.7 (41.4)	28.9 (37.3)	30.7 (52.0)

(注) 括弧内の数字は、OECD 非加盟国との事案の平均処理期間

## (2) 相互協議室の体制

相互協議室の機構・定員は最近の 10 年間で大きく拡充されてきており、現在、47 名の人員が配置されている。

平成 30 事務年度から、室長による業務全体のマネジメントと進捗管理の下、個々の相互協議事案については、国際企画官 2 名及び国際企画調整官が協議相手国別に事案を分掌する体制とした。国際企画官は、アジア・大洋州事案、欧州・アジア事案をそれぞれ担当し、国際企画調整官は主に北米・アジア事案を担当している。

## (3) 相互協議の開催状況

米国や中国といった主要国では年 3 回、各回 1 週間又は 2 週間、それ以外の国では年 2 回程度、数日間といったスケジュールで相互協議 (対面形式) を実施している。平成 30 事務年度の協議回数・日数は、延べ 38 回・147 日であった。

## 3 相互協議事案の処理促進のための取組

アジア諸国を中心に繰越事案が増加しており、処理期間も長期化する傾向にある中、事案の処理促進に向けた取組を強化していく必要がある。このため、引き続き、事務処理体制の整備と適切な事務のマネジメントを図り、また、各事案の処理見込期日等を設定した事務計画を策定し、これに基づき的確に事案の進捗管理を行うことにより、計画的な事案処理を目指す。

さらに、事案の処理促進のためには相手国との相互協議を円滑かつ効果的に実施することが重要であるため、審議官や室長によるハイレベルでの接触、長期出張者の活用など、相互協議の場以外でも相手国とのコミュニケーションの促進を図るほか、その交渉相手国の事案全体の状況を見据え相互協議の対応方針を検討するなど、相手国別に戦略的な対応を講じる。

## 4 BEPS プロジェクト行動 14 (相互協議の効果的実施) への対応

BEPS プロジェクトの行動 14 最終報告書においては、相互協議の効果的・効率的

な実施のために採るべき措置（ミニマム・スタンダード）が勧告されている。こうした措置に関する各国の実施状況については、「相互協議（MAP）フォーラム」（注）において平成 28 年末より相互審査（ピア・レビュー）が実施されている。

我が国に対するピア・レビューは平成 29 年末に開始され、その報告書は平成 30 年 8 月に承認された。報告書では、我が国の相互協議の実務はミニマム・スタンダードを満たしているとの評価を受けている一方、対面での協議以外の多様な接触方法の活用など、相互協議の促進を助言する趣旨の提言も行われている。本年 8 月には、ピア・レビューの第 2 ステージとして、報告書で示された勧告・提言に対する取組状況について報告が求められるところ、電話会議及びオンライン・ストレージ(文書交換システム)の活用など、我が国のピア・レビュー後の取組状況を報告する予定である。

また、中国など我が国との間で相互協議事案が多いアジア諸国が、順次ピア・レビューの対象となっており、これらの国との相互協議の実効性を向上させる観点から、そのピア・レビューに積極的に参加しているところである。

(注) 相互協議の実効性を高めるため、その執行面の改善や効率化を図る検討の枠組みとして、FTA (OECD 税務長官会議) の下に設立された組織。

## 5 仲裁手続

相互協議の仲裁手続は、一定期間内(原則 2 年以内)に権限のある当局間で解決されない相互協議事案(課税事案のみ)を第三者による仲裁に付託することを可能とするものである。仲裁手続の導入については、国際的には賛否があるが、仲裁手続が導入されることによって権限のある当局間での解決の促進が期待できることから、我が国はこれに前向きであり、これまで 24 カ国・地域との租税条約に導入されている。